

平成25年4月1日

公益財団法人日本さくらの会

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

当法人は、平成20年12月31日に施行された改正国家公務員法等の規程に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に事前に政府に届出を行うことが必要な「国と特に密接な関係がある」に該当しませんので、その旨公表します。

[本件連絡先]

電 話 03-3225-3355

F A X 03-3225-3888

電子メール jcba@sakuranokai.or.jp